

Title	〔労働法 四一〕 組合規約と組合費の支払義務
Sub Title	
Author	阿久澤, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会(Shakaiho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.10 (1967. 10) ,p.92- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19671015-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

主に限定する定款規定が無効である場合には、非株主たるMが議決権を行使しても当然有効になるが、しかしその場合にはMに代理権を証する書面があつたかどうかが問題になる。また逆にこの定款規定を有効とした場合は、非株主たるMが議決権を代理行使したこ

と自体、この定款に違反することになるので、その瑕疵は決議取消の問題になると考へる。

(米津 昭子)

〔労働法 四一〕 組合規約と組合費の支払義務

(国鉄労働組合組合費請求事件
広島地方裁判所昭和三七年(ワ)第三五一号
昭和四二年二月二〇日判決)

【事実】 本件における原告は、国鉄労働組合すなわち日本国鉄道の職員によつて結成されている法人格を持つ単一労働組合で、被告四九名は、いずれも国鉄広島鉄道管理局管内に勤務する国鉄職員であつて、以前原告組合の組合員として広島地方本部厚狭支部に所属していた。当事者間の争いは、一般組合費および臨時組合費の納入をめぐらるものであるが、同時にその背景には、労働組合規約の問題および組合は臨時組合費の支払を、その種類、支途目的によりどの程度組合員に強制できるかの問題が含まれている。

事実の概要を述べると被告四九名の者は、昭和三六年七月一八日組合脱退届を提出した。当時の組合規約二二条には、「組合を脱退する者は、その理由を明らかにして組合に申出で、その承認をうける。」旨の定めがある。そこで被告四九名は何時組合を脱退できたのか、すなわち届出をしたときか組合の承認を受けたときかが一つの

問題となる。いずれにしても判旨の認定事実によれば被告四九名の者は、前記七月一八日において原告組合を脱退することができ、即日組合員の地位を喪失したのである。しかし脱退はしたものの、組合費の納入については、これを行なわず、よつて原告組合は、被告四九名を相手として組合費の納入について本件訴訟におよんだのである。被告四九名の者が支払わなかつた組合費は、脱退したその月の一般組合費、それに加えて臨時組合費として、昭和三三年一〇月一日から三日までの第五〇回中央委員会において決定された「年末闘争資金」としての二〇〇円、昭和三三年一月二一日支部委員会において決議された「管理所闘争資金」一〇〇円、昭和三四年一月の第五一回中央委員会で決議された「志免カンパ資金」(金額は、号別に区別されている)、昭和三四年一〇月の第五三回中央委員会により決議された「炭労資金」合計三五〇円、昭和三五年七月の第二

○回全国大会において決議された安保資金としての五〇〇円、昭和三五年一〇月の第五回中央委員会で決議された「政治昂揚資金」としての二〇〇円、昭和三四年六月の地方本部委員会で決議された「無給職員のカンパ資金」としての一〇〇円、昭和三六年一月の第五六回中央委員会において決議された「春闘資金」としての三〇〇〇円など、各種臨時組合費等で被告はその納入を怠つていた。原告からの右各種組合費の支払請求に対し、被告四九名は、一般組合費については、被告四九名の者が脱退の届出をした日以前の分については、納入の義務を認めている。その主張の意図は、一般組合費については、日割計算をもつて支払義務を認めようとするものである。つぎに臨時組合費については、「年末闘争資金」、「管理所闘争資金」、「志免カンパ」などは、いずれも勤務時間内にくい込む職場集会を折り込む闘争のためので公労法一七条で禁止されている争議行為を行なうための資金であるから、かかる違法行為を目的とするものに対して資金を拠出する義務はないとし、また「炭労資金」、「安保資金」、「政治昂揚資金」、「無給職員」、「春闘資金」などは、いずれも組合員の自由意思に委ねられたいわゆる自由カンパないし任意カンパであるから納入の義務はないと争う。

なおここで臨時組合費の一部に説明を必要とするものがあるので述べると、八つの臨時組合費中、年末闘争資金、安保資金、春闘資金などは容易に理解されうるが、他の五つの臨時組合費について簡単に説明を加えてみることにする。「管理所闘争資金」は、国鉄が経営合理化の一環として設置しようとした管理所構想に対し、合理化

による人員整理等を生ぜしめるものとして反対するための「闘争資金」である。「志免カンパ」は、国鉄志免鉱業所の民間払い下げによる合理化人員整理反対闘争の資金である。「炭労資金」は、三井三池を中心とする炭労の企業整備反対闘争の資金である。「政治昂揚資金」は、特定の政治意識を昂揚せしめようとする意図のもとに支出される資金である。そして最後の「無給職員カンパ」は、病気のため無給休職者となつている組合員あるいは未組織労働者で越年手当の要求さえ不可能な者に対する年末助け合いとして支出されるものである。以上述べたように臨時組合費は、かなりその使途目的に差別がある。

【判旨】 まず組合脱退の時期について、判旨は、「被告らが別紙第二目録の『脱退年月日』欄記載の日それぞれ原告組合に対し組合脱退の届出をしたことは当事者間に争いがなく、……原告組合の昭和三六年七月一八日以前の規約第二二条には『組合を脱退する者は、その理由を明らかにして組合に申出で、その承認をうける。』との規定があるが、その規定のうち脱退には組合の承認を要する旨の部分は組合からの脱退の自由ひいては他組合への加入の自由を不当に制限するものであつて無効であるのが相当である……本件被告らはいずれも組合に対する前記各脱退の届出によつて即日組合員の地位を喪失したものと解するのが相当である。」とし、被告四九名が組合を脱退したこととその時期とを明確にした。

つぎに一般組合費について検討し、「組合規約第三九条……第二項には、組合費の月額は大会で定める。」とあり、一般組合費は月単

位で定められていると考えられ、格別の慣行のあることも認め難いから、たとえ月の途中で脱退した場合でもその月の組合費は、月額全部を納入すべきものと解するのが相当である。」とし原告の請求を認めている。

しかし臨時組合費については、各項目毎に詳細に検討を進め、まず「地方本部の厚狭支部規約には支部の経費は地方本部からの交付金その他であるが、支部委員会が必要と認めたときは、地方本部の承認を得て、臨時に徴収することができる旨規定がある。」とし、かつ「原告組合では前記各規定に基づいて請求原因記載のとおり各種の臨時徴収を決議し、指令したこと(ただし(4)『無給職員』に関する部分を除く)、また(4)『管理所闘争資金』については更に地方本部の承認を得たことが認められる。」とした。そして無給職員のカンパについては「あくまで各組合員の理解と協力によつて任意に拠出を求めようとしたもの、即ち、いわゆる任意カンパで……組合員に納入を義務づけるものではなかつたと認められる。」つぎに「年末闘争資金」、「管理所闘争資金」、「志免カンパ」などは、「右各闘争そのものが全体的にみて違法ということはできないので被告らには……各臨時徴収分を納付すべき義務があるといわねばならない。」しかし「炭労資金」、「安保資金」、「政治昂揚資金」などは、ともに労働組合一般の目的の範囲をこえたと解するのが相当である。「……臨時徴収として決議した組合の決議は法律上組合員を拘束する効力を有しないものというべきであるから、納付を肯んじない被告らに納付を強制すべき方法はない。」春闘資金は、納入義務を認

め、結局「一般組合費」、「年末闘争資金」、「管理所闘争資金」、「志免カンパ」および「春闘資金」の大部分の支払を命じかつそのうえに法定利率年五分の割合による「遅延損害金」を支払う義務があるとし、「原告の請求は右の限度で理由があるから認容する。」旨の結論を示したのがこの判決である。

【評釈】 判旨に概ね賛成であるが一部疑問がある。

一 この事件は、組合規約の問題、組合活動の範囲内の行為とこれに関連する組合費の問題などが中心となつている。

従来組合規約は、労組法五条によつて法定の必要的記載事項が定められ労働組合の民主性確保のためさまざまな条件が法定されている。一般の組合規約は、このほかにいうまでもなく任意的記載事項を定めているのが普通である。そこでまず考えてみることは、法定必要記載事項を労組法五条のように定めておくことが妥当であろうかということである。労働組合内部の問題は、できうるかぎり法律をもつて規制すべきでないという立場をとるならば、そしてそれが労働組合の自主性と民主性とを尊重する結果になるものと考えるならば、わが国の労組法五条の規定はやや問題を内含しているといえるであろう。国家は、立法をもつてしてもできうるかぎり労働組合の運営に介入すべきでないことは、諸外国の立法が労働組合内部の事項を規制することをできうるかぎり避けようとする意図のなかにうかがえるし、また諸外国の労働運動ができうるかぎり国家権力からの自主性と独立性とをかちとろうとする歴史のなかに展開されてきたことかからいえるし、またわが国の憲法二八条が、団結権の保障

を規定して労働組合に対する不介入の態度をとっているなかにその真の意図するところがうかがえる。しかし現実には、法定要件を規定することがいかに望しくないものであるとしても、労働組合の民主性を確保する上において最低要件と考えられる法定要件を具備しない労働組合規約がかなり多く、小規模労働組合において右の傾向は強いといえる。たとえば、上部団体の規定をまったく修正することなく自己の労働組合の組合規約としているものがあるし、もつともひどいものは労組法五条一号、二号の要件を具備しない規定集(一)を組合規約であるとする労働組合さえある。したがって労働委員会による資格審査を初めて受ける労働組合にあつては、組合規約の不備はかならずといつてよいくらい指摘されるのがわが国小労働組合の現実である。

法定の必要的記載事項においてすら右のような実状であるがために、組合規約の任意的記載事項にあつては、組合の民主性に反するものが比較的多く、組合員の言論の自由を否認し、組合統制をもつてして右言論の自由の否認が可能であるとするおよそ組合民主主義の原則からして重大な違反を犯しているものがあるのみならず、本件におけるように労働組合からの脱退の自由を完全に認めない組合規約もあり、この点に関する問題は複雑である。労働組合に加入するか脱退するかは、まったく各組合員の自由であるべきところ、本件の組合規約は、労働組合を脱退する者は、その理由を明らかにし労働組合に申出で、その承認をうけなければならないとする。脱退者は、正当な理由がなければ労働組合を脱退することができないと

することは、労働組合が使用者に対してその対等性を常に維持する団体であり、通常の結社団体と異なる点において妥当な個人労働者に対する制約すなわち統制であり、組合である以上その性格から有する組合員に対する合理的規制であるといえよう。組合脱退者が右の観点からしてその理由を明確にする義務を負わされていることは組合規約と統制との関連からして最小限に組合が各組合員に課する制約とはいへ、これ以上のものを組合規約をもつて各組合員に要請することは不可能といふべきである。

本件原告組合の組合規約は、右に述べた制約になお付加して脱退者は、組合を脱退する場合において組合の承認を受けるべきことを要請している。労働組合は、脱退者の自由意思をここまで制約できないとみるべきであり、組合脱退を組合の承認事項とすることは無効という本件判旨は、正当である。しかしここでなお考慮すべきことは、戦時下すなわちストライキ中にかぎつて右の点が妥当視されるかどうかについてはなお問題があり、以上述べた諸論点とは逆に肯定的に理解することが正当であろう。ところが本件においてはたとえ闘争体勢下にあるとはいへ、その闘争体勢は、常態化しているというべきであり、いわば平時の労使関係と同様であるとみるのが正しいであろう。よつて判旨理由のような結論に到達したといえるのである。

二 つぎに問題は、組合費であるが、組合費は、労働組合の財政を安定させる上において欠くことのできないものである。そして組合財政は、労働組合が対使用者関係においてその自主性を確保する

上において不可欠のものといえよう。したがって組合費の徴収は、労働組合の重要な行為であると同時に、その各組合員の支払義務は、労働組合員の義務として極めて重要である。組合費を納めることなくして各組合員は、自らの権利を主張することはできないであろうし、労働組合が獲得した利益に均沾することも不可能というほかはない。したがって一般組合費の支払は、きつく各組合員に要請されてしかるべきものであり、本件被告四九名の者がこれを一部拒否することは許されないと考えられる。被告四九名の主張としては、一般組合費を日割計算にすべきであると主張するのであるが、わが国の労働組合の慣行として日割計算にできるものであるかどうか、まして本件原告組合の組合規約中においては月を単位として組合費を支払うことが行なわれているのである旨認定されているのであるから判旨が日割計算を否定したことは正当である。

しかし問題は、臨時組合費である。一般組合費は、その労働組合の目的の範囲内において支出されるものであるが、本件の臨時組合費は、かなり多様な目的のために支出されることが意図されていた。臨時組合費といえども組合財政を安定させ組合の自主性を確保する上に重要であることはいうまでもない。ただ組合が目的とするところが従来通常の労働組合の目的の範囲内のものであるかどうか、あるいは法律上組合活動として許容されている範囲内の活動のために支出される臨時組合費であるかどうかは、各組合員の支払義務に直接影響を与えるところである。いわゆる臨時組合費は、その使途目的と不可分の関係において支払義務を形成するといふべきである。

う。たとえ中央の決定であろうと、あるいは支部規約によつて認められた決議によるものであろうとも、組合費は、ともに正当な組合活動と正常な団結活動のなかにおいてその枠をかぶりながら支払義務の実効性を保有し各組合員を拘束するとみるべきものである。

本件の臨時組合費について個別的にこれを検討してみると、「炭労資金」は、すでに述べたように三井三池という他の企業の労働者支援のためのカンパであることにおいて他の一部臨時組合費と相違するものがあることは事実である。ところで同じ労働者ということにおいてなんらかの連帯性はないものかどうか、そして労働者間の連帯性が労働組合の臨時組合費になんらかの影響を与えることを無視できるものかどうか。企業別組織を中心とするわが国の労働組合といえどもそこにながしかの連帯性を意識しているし、その意識を法的判断の中に導入してやることは、かならずしも無理とはいえないようである。まして金額においてもそれ程高額のものでなく、組合脱退者の生活に直接影響を与える程のものでもない。横断的組合のほとんど存在しないわが国において、この程度の金銭を基礎としてそこに派生してくる連帯性を否定することが妥当かどうか検討を必要とする。つぎに「安保闘争」の資金カンパであるが、安保反対のために本件原告組合がストライキに参加したわけではなく、あえていえば労働組合が一面において保障されている表現の自由のための闘争ともみられるのであり、そうだとすれば安保反対闘争はストライキを行なわないかぎり、労働組合の目的範囲内の行動ともみられるのであり、事実をなお検討した上で右の点が結論として導き出さ

れるならばこの臨時組合費は、各組合員に支払義務を生ぜしめる。また「政治昂揚資金」についてこれをみると、この資金を使用する行為が、明確に述べられていない。ただ述べられている点は、特定の政治意識を昂揚せしめる活動とのみ認定されているに過ぎないが、かりに右活動が労働組合の団結権を強化し、組合活動を強化するものであるならば、信条の自由はさておき、各組合員に支払義務を生ぜしめると考えられる。かりに右特定の政治意識を昂揚することに反対であるならば、反対と決定した時点において被告四九名は即刻脱退すべきであり、右臨時組合費の支払義務から解除されえなくてはである。

三 以上検討してみると臨時組合費中被告四九名の者に支払義務を生ぜしめなかつたものは、「無給職員」に対する資金カンパのみということになるが、右資金カンパは、その決定の経緯からして臨

〔最高裁民訴事例研究 四七〕

昭四一―一(最高民集二〇)

(卷一号九四頁)

訴の交換的変更による新訴に異議なく応訴した場合と旧訴の取下についての同意

家屋明渡請求事件(昭四一・一・二二第二小法廷判決)

判例研究

時組合費と判断すること自身無理といふべき性質のものではあるまいか。以上のような資金は、各組合員の自由意思にもとづき支払わべき性質のもので組合の統制に親しまない。

つぎに公共企業体のストライキ資金であるから資金の支払を拒否するという被告四九名の主張は、公共企業体のストライキを違法とする前提を明確にしている点で納得できず、主張としては形式論理に過ぎ、これに対する裁判所の判断は正当である。しかし本件についての印象を述べれば、少額の金額をたてにとつて請求をしたり支払わなかつたりしているその労働者間の憎悪と連帯性の欠如とがきわめて如実に表面化した事実といえよう。しかし組合費を通して労働組合活動の正当性、団結権行使の限界などをうかがいうる興味ある事件ともいえる。

(阿久沢龜夫)

X(原告・控訴人・被上告人)はY(会社) Z(取締役)(被告・被控訴人・上告人)に対して、賃貸借契約の解除を理由に本件家屋の二階部分の明渡と賃料・損害金の支払を訴求した。第一審裁判所は、「原告主張の賃貸借契約の成立の事実を認めることができ」

九七 (二四三)